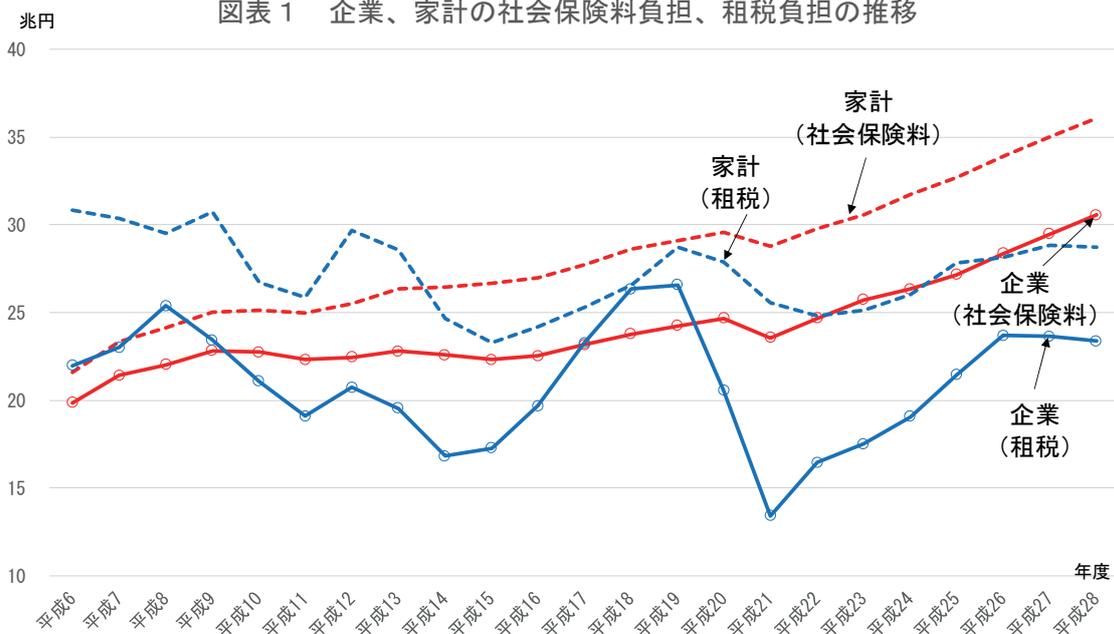


意識されにくい「税」

—社会保険料負担の増加とその影響—

企業の国際競争力、我が国の立地競争力の強化や産業空洞化への対応として法人実効税率の引下げが、また、家計の消費活性化の促進策として税負担の軽減が議論されることが多い。しかし、普段は意識されることは少ないが、租税以上に社会保険料が企業や家計には大きな負担となっている。マクロベースで見ると、企業や家計の租税負担はほぼ横ばいの水準で推移しているが、平成12年の介護保険制度導入、16年の年金改革、20年の後期高齢者医療制度の導入などを経て、社会保険料負担は着実に増加を続けており、近年では企業・家計ともに租税負担を上回っている（図表1）。

図表1 企業、家計の社会保険料負担、租税負担の推移



(注) 1. 企業は、非金融法人企業と金融機関の合計。2. 社会保険料は、社会保障負担の明細表の「雇主の現実社会負担」「家計現実社会保障負担」。租税は、「所得・富等に課される経常税（支払）」。

(出所) 内閣府「2016年度国民経済計算」フロー編Ⅱ。制度部門別所得支出勘定及びV付表より作成。

社会保険料の負担が増加を続けているにもかかわらず、消費税等のように負担増が意識されないのは、毎月の給与から天引きの形で保険料が支払われることが多いからであろう。社会保険料は給与の額に応じて負担するので、課税対象は賃金という「賃金税」であり、特に厚生年金、企業型健康保険については被保険者と企業が折半で負担する特別な「賃金税」であるとの指摘も見られる（早川（2017））。

社会保険料の増勢は、今日の我が国経済が抱えている問題の遠因となっている。第1は可処分所得の下押し要因となり、個人消費の弱さにつながっていると考えられることである。第2は社会保険が適用される正社員の雇用が抑制されることである。第

3は「賃金税」的性格があることから社会保険料増加が正社員の賃金増加を上げにくくしていることである。図表2を参照して社会保険料負担の大きさをイメージしたい。

図表2 社会保険料率の推移について

	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
医療保険 ⁽¹⁾	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%
うち事業主負担分	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%
うち労働者負担分	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%
介護保険 ⁽²⁾	1.55%	1.55%	1.72%	1.58%	1.58%	1.65%	1.57%
うち事業主負担分	0.775%	0.775%	0.86%	0.79%	0.79%	0.825%	0.785%
うち労働者負担分	0.775%	0.775%	0.86%	0.79%	0.79%	0.825%	0.785%
厚生年金保険(9月改定)	16.766%	17.120%	17.474%	17.828%	18.182%	18.300%	18.300%
うち事業主負担分	8.383%	8.560%	8.737%	8.914%	9.091%	9.150%	9.150%
うち労働者負担分	8.383%	8.560%	8.737%	8.914%	9.091%	9.150%	9.150%
雇用保険	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.10%	0.90%	0.90%
失業等給付	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.8%	0.6%	0.6%
うち事業主負担分	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%
うち労働者負担分	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%
雇用保険二事業	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%	0.3%	0.3%	0.3%
うち事業主負担分	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%	0.3%	0.3%	0.3%
うち労働者負担分	-	-	-	-	-	-	-
労災保険 ⁽³⁾	0.48%	0.48%	0.48%	0.47%	0.47%	0.47%	0.45%
うち事業主負担分	0.48%	0.48%	0.48%	0.47%	0.47%	0.47%	0.45%
うち労働者負担分	-	-	-	-	-	-	-
子ども・子育て拠出金(児童手当拠出金) ⁽⁴⁾	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%	0.20%	0.23%	0.29%
うち事業主負担分	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%	0.20%	0.23%	0.29%
うち労働者負担分	-	-	-	-	-	-	-
一般拠出金 ⁽⁵⁾	0.005%	0.005%	0.002%	0.002%	0.002%	0.002%	0.002%
うち事業主負担分	0.005%	0.005%	0.002%	0.002%	0.002%	0.002%	0.002%
うち労働者負担分	-	-	-	-	-	-	-
計	30.301%	30.655%	31.176%	31.380%	31.534%	31.552%	31.512%
うち事業主負担分	15.643%	15.820%	16.079%	16.176%	16.253%	16.277%	16.277%
うち労働者負担分	14.658%	14.835%	15.097%	15.204%	15.281%	15.275%	15.235%

(注)(1)協会けんぽの全国平均保険料率。(2)40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者。(3)平均労災保険料率(全業種の平均)。なお、事業の種類により0.25%(通信業、金融業など)から8.8%(金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業)までに分かれる(平成30年度)。(4)子ども・子育て拠出金は平成26年度までは児童手当拠出金。(5)石綿(アスベスト)健康被害救済のための拠出金。

(資料)厚生労働省資料等より作成。

【参考文献】早川英男(2017)「賃金税」としての社会保険料(2017.7.14 富士通総研HP<<http://www.fujitsu.com/jp/group/fri/column/opinion/2017/2017-7-1.html>>)

(調査情報担当室 藤井亮二 内線 75011)